

議 長 追加日程第2「議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））。

令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）。

2、契約の方法。随意契約。

3、請負代金額。一金5億4,973万6,000円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜STビル7階、松田町立小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体、代表者 前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴與徳。

令和3年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、御説明させていただきます。1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。

工事請負契約書でございます。1、工事名。令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）。

2、工事場所でございます。松田町立松田小学校（神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204番）。

3、工期でございますが、始まりは空欄となっております。これは、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議

会の議決を得た日から5日以内となります。終期につきましては令和5年2月28日でございます。

4、請負代金額、5億4,973万6,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が4,997万6,000円。

5、前払い金、する。

6、部分払い、する。（1回以内）。

7、契約保証金、5,497万3,600円。

8、契約の支払い場所、松田町指定金融機関松田町役場派出所でございます。

上記の工事については、発注者と請負者はおのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和3年12月6日。発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。受注者でございます。住所、神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜STビル7階。氏名、松田町立松田小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建築工事共同企業体。代表者として、住所が神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜STビル7階。氏名が前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴與徳。それと、構成員といたしまして、住所、東京都千代田区三番町24-28、千代田ハヤシビル4階。氏名、株式会社計画・環境建築 代表取締役 吉田眞。次に、住所、東京都大田区蒲田5-38-3、蒲田朝日ビルディング。氏名が株式会社類設計室 代表取締役 阿部紘。次に、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号。氏名が株式会社関野建設 代表取締役 関野義一でございます。

次ページの参考資料2でございます。見積経過調書でございます。1、件名

が令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）。

2、場所、松田町役場3階応接室。3、見積日時、令和3年12月3日（金）午前8時30分。

予定価格が5億5,225万5,000円、見積書比較価格が5億205万円でございます。

契約金額、契約価格でございますが、5億4,973万6,000円。

見積参加者でございますが、松田町立松田小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体でございます。

見積額は4億9,976万円でございます。

次の、次ページをおめくりください。参考資料3のA3の用紙でございます。校舎解体資料でございます。解体の取り壊し面積がですね、8,246平米でございます。

恐れ入ります、さらにもう1枚おめくりください。参考資料4でございます。グラウンド整備資料でございます。右側がグラウンドの整備でございますが、整備面積、グラウンド整備面積が4,759.66平米でございます。トラック150メートル、直線が70メートルとなります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 スケジュール的なところをちょっと確認させてください。春、3月の全協のときに令和3年度の予定としては8月に仮契約、9月に上程というような予定を最初お聞きしたかなと思うんですが、ちょっと遅れたということで、その辺の理由。それからあと、全体のスケジュールには変更がないのかというところをちょっと教えてください。

教 育 課 長 まず、全体のスケジュールは変更ございません。この執行につきましては、設計をさらに見直すというか、詳細にやりましたので遅れた経過がございました。以上です。（「よく聞こえないんですけど。」の声あり）

全体のスケジュールは変更がございません。この個別のものにつきましては、

設計の見直し等がございましたので、詳細に見直したことがございましたので少し遅れたものがございました。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと…（私語あり）産業厚生の方ありませんか。よろしいですか。

5 番 田 代 1点質問させていただきます。議案第52号の中の契約の方法、2番ですね、随意契約となっております。私は、プロポーザルで一連の工事をやられたのは理解、審査をした中で最優秀の業者が随意契約ということでは了承しております。ただ、この工事については、私個人の見解で申し上げますと、指名競争入札または一般競争入札に付して、少しでも競い合っていていただいて工事価格を下げるという手法が私は適正であるというふうに感じております。

一方で、参考資料1ですね…あ、参考資料2だ。参考資料2をお願いいたします。予定価格、見積書比較価格、それで下に見積額と。見積書比較価格に対して見積価格ですよ。で、税をのつけたのがこの契約金額ということでいきますと、見積書比較価格、これについては設計額に近い額だと思います。というふうに私は認識しております。もし違っていたら、総務課長、御指摘ください。見積書比較価格に対して、5億205万ですか、に対して4億9,976万ですよ。その差額が229万なんですよ。非常に設計額に近い額で入札されて契約していると。

そこで伺いたいと思います。随意契約、これについては地方自治法、たしか施行規則だと思うんですけど、著しく時価に比べて安くできるとか、いろんな条件があると思います。そのような中で、どこに該当して、施行規則の…施行令、すみません。自治法施行令のどの条項に該当して随意契約とされたのか。逆に、なぜ一般競争入札、指名競争入札でも結構です。に…を行わなかった。この2点について回答をお願いいたします。

教 育 課 長 地方自治法の条文で言いますと、第6号…。

総 務 課 長 すみません。まず、随意契約の関係でございます。地方自治法施行令167の2の第6号及び第7号に該当するということで、対応させていただいております。

（「条文でお願いします。内容、6号と7号で。」の声あり）第6号につきましては、競争入札に付することが不利なとき。第7号が、時価に比べて安価な価格で入札することができること、こういう形になっています。以上でございます。

5 番 田 代 167条の2項6号ですか、競争入札にすることが不利というふうな表現でしたよね。なぜ不利なんですかね。それがまず1点。7号は、時価に対して著しく安く。それは私、答えになってないと思います。初めに冒頭質問したとおり、見積書比較価格に対して、見積額、要するに実際の札を入れた額、それが229万しか差がないと私、申しあげましたよね。それはどういうふうに説明されるのか。もう一度6号と7号、こういうケースだからこうなんだと、もっと詳しくお話してください。今回付託になって、これから審査する面で、一番大事な肝の部分ですので、丁寧に。まして産業厚生の方は委員会に加わりませんから、本会議の場で丁寧に説明をお願いいたします。

総 務 課 長 まず初めに、こちらの地方自治法施行令167の段階の随意契約の中で、まさにこの公募型プロポーザルでやられて、最優秀提案者でこの業者さんが決定しているところでございます。こちらの最優秀業者さんの中には、まず前段の話からですね、申しますと、まずこの募集要綱の中に、最優秀提案者さんには随意契約をするものであるということがまず書かれております。それからですね、それと、その後に、協定書を結んでいられるんですが、その協定書におきましても、契約の締結の内容において建設工事であったりとか解体工事の契約を締結するものという形で、協定の締結の中でそれぞれうたっております。その関係につきましては、すぐに担当課の教育課の課長さんのほうが、教育課長が何回か、議会全員協議会のほうにも御説明をされているとは思いますが、こちらのほうにつきましても、要は解体工事が終わりましたも、基本的に協定書及び募集要綱の中に随意契約にするものであるという形で明記をされているものでございますので、基本的にもう競争入札には適さないということで、随意契約とさせていただきます。

5 番 田 代 今の質問に対してなんですけれども、募集要綱とか協定書に書き込んでいる

からいいんだという御説明だと思います。皆さん御存じのように、これが解体工事の場所ですよ。校舎は後ろですよ。要は、プロポーザルで建設した校舎は北側ですよ。プロポーザルで今回建設しているのは分かるんですよ。それで、今回は壊す。校舎を壊すわけでしょう。アスベストに精通した業者で、そういう解体の条件を満たす業者で、競争させるのが私は原則だと。よろしいですか、プロポーザルで決定したのは、今の新しい校舎なんです。それはそれで構わない。でなくて、南側の今の使っている古い校舎、これについてはまるっきり別ものだと私は考えます。募集要綱に出ている、協定書に出ていたから、もう説明してるから、これで正しいんだと言われますけれども、これは私は競争入札に付すべきだと思います。最後にお答えいただいて、それから詳細にね、総務委員会でやりますので、その辺をもう少しお話しいただければありがたいし、もしそうであれば、ここにこの公募なり協定書の写しでこれがこうなんだよというのをつけてほしかった。参考資料の3の後、4の後、5ですか。特別委員会でそれも求めますけれども…総務常任委員会で求めますけれどもね、そういったことで、簡潔に回答をお願いいたします。

総 務 課 長 今、田代議員から御質問がございまして、協定書の今、契約の中身…ごめんなさい。事業契約の締結ということであらうところを、ちょっとすみません、読み上げさせていただきます。

松田町立小学校建設事業に係る基本協定書というのがございまして、その中でですね、第4項でございまして。第3条第4項、甲及び乙というのがございまして、甲が松田町、乙が共同事業体でございまして。甲及び乙は、令和4年5月下旬までをめどとして、解体・外構工事契約を締結する。という形の記載文になっております。

5 番 田 代 その件は分かりました。6号についてはそこに記載したからやったんだと。次に、7号に対して、時価と比較して安価にできると。これは安価ではないと思います。7号については回答いただいてないので、もう一度回答をお願いいたします。

総 務 課 長 一応今回ですね、国交省の積算基準でやりますとですね、一括発注した場合、

分離発注…（「国交省の何。」の声あり）積算基準。積算基準から一括発注と分離発注工事において共通費を計算すると、約1,400万ほど安価になるという形での計算になります。

5 番 田 代 概要については分かりました。総務に付託になっておりますので、私も委員ですので、詳細についてはまた資料を求めますので、そのときに総務委員会でいろいろ議論させていただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

議 長 ほかにございますか。

10 番 齋 藤 前者の関連ですけど、グラウンドを造るのに、基本的にはこの随契でプロポーザル方式を使っていたわけですよね。ということは、校舎にマッチングしたグラウンドデザインみたいなのはあると思うんですけど、その辺はありますか。

教 育 課 長 まず、大前提としまして、募集要領の中に契約方法として、本町は選定された事業者と随意契約により…（私語あり）設計施工、グラウンドデザイン。グラウンドデザインまで公募型で、グラウンドデザインまで含んだプロポーザル、提案によりまして最優秀業者を選定したものでございます。校舎と一体となったグラウンドデザインで提案をされたものでございました。

10 番 齋 藤 だから、そのグラウンドデザインがあるのかどうかということです。デザインされたものが。何か校舎のときに、何かモデル、模型みたいなのがありましたよね。そんなのを含めた形でのデザインがあるんですかということです。

探しているようでしたら、次の委員会にそのデザイン画でも提出していただければと思うんですけど。

議 長 分かりましたか。答えられます。

教 育 課 長 提案の中では、グラウンドも含めたものでございましたので、そういったものはございます。グラウンドデザイン化したものはございます。（私語あり）

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 何点かですね、お伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、この議案第52号の最初のページの中で、契約方法、2ですね、契約の目的で、2番で契約の方法、随意契約というふうにあります。これはですね、町長が定めたんでしょうか。

- 総務課長 今その随意契約というお話の中で、まず、先ほども田代議員の御質問等もございましたが、まず初めに、この前段の入り口としまして、まずこの事業が公募型プロポーザル方式ということ…（「誰が定めたかということです。」の声あり）誰が定めた。（「決定をしたの。これを随契できますと。」の声あり）
- 町長 何でもそうですが、最終決定者は私なので、私になると思います。以上です。
- 6 番 井 上 通常ですね、こういった契約については、指名選考委員会なりが決定をしていくと思うんですが、（「あくまでも最終的に決めたのは。」の声あり）いや、その…例えばですね、最初の建築関係はプロポーザル選考委員会というところで1者に決定をしたというふうな経緯がありますよね。その辺はどちらの選出母体といいますか、協議会といいますか、選考委員会といいますか、それは指名選考委員会ということでしょうか。
- 総務課長 随意契約につきまして…随意契約の決定につきましては、選考委員会のほうでやらせていただいております。すみません、選定はうちのほうでやらせていただいております。
- 6 番 井 上 それではですね、先ほど総務課長のほうで前者の質疑にお答えいただいておりますが、地方自治法施行令の中の6号、7号に該当と。それはその指名選考委員会の中でそういうふうに決定をしたということで理解してよろしいですか。
- 総務課長 はい、そのとおりです。
- 6 番 井 上 そうしますとですね、やはりこの町の、町民の税金で行う工事で、金額も消費税を含めると5億5,000万弱というふうな金額のものであるから、十分慎重にならざるべきだと思います。その中で、予定価格等がありますが、この予定価格の決定というのは、通常の道路等の工事ですとね、担当課の所管の中でそういった設計ができると思います…できない。それも委託等でですね、やる場合もあったというふうに私は理解していますが、この予定価格の設定については、積算については、当然そういう設計書があったと。その中で予定価格5億5,225万5,000円という数字が出たというふうに理解していますが、そういった設計書はございますか。

総務課長 設計書は、はい、ございます。

6 番 井 上 ありましたらですね、明日、委員会付託の中で、総務文教でやりますので、そこに提出のほうをしていただけるよう準備のほうをお願いをしたいと思います。

もう1点ですね、先ほど前者のほうで、随契で施行令の6号、7号該当だということがありましたが、それに対して総務課長のほうではね、プロポーザルの協定書の中に随意契約で行うということがありました。ただ、一番大きい、そこがそれで本当にいいのかなという、もう一つですね、要因といたしましては、プロポーザルの選考委員会で選考された時点と、今回の金額の中には、アスベストの金額が含まれていなかったというふうに私は理解しています。教育課長のほうにお伺いをしますと、今回のこの予定価格の中でもいいんですけども、予定価格に対して結構ですから、アスベストですね、それまでのプロポーザルで選考されたときの金額と今回の予定価格との差異、つまりアスベストの処理が必要となったことによる増加額というのは幾らなのかをお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 （私語あり）前回お認めいただいたのが28億8,000万円で…（私語あり）解体ですか。約2億円でございます。それはですね…2億500万でございます。そちらにつきましては、令和2年9月25日に…（「ゆっくり言ってください。」の声あり）令和2年9月25日に議会全員協議会で基本協定書の変更協定書というところで細かく説明をいたした経過がございました。（私語あり）

議 長 出ますか。

教 育 課 長 その後、アスベストを含んだ校舎解体・グラウンド整備工事の設計額が5億2,000…アスベストの部分だけ。

議 長 時間食いますか、探すに。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。それにつきましてはですね、また委員会のほうで、その変更協定書なり、アスベストの2億500万がですね、分かる資料なりを提出の準備をお願いをしたいと思います。

そこでですね、最初の随契のほうに戻りますが、2億500万が最初のプロポ

一ザルの選考からですね、ぽんと増えているわけですよ。そういったものを含めてですね、やはり町民の考え方としては、当然ですね、その分を含めてですね、随契でやるというのは、ちょっといささか無理があるのではないかと。本当に町民のために有効な税金の使い方としてはですね、そういった変動した要因がある。当初のプロポーザル選考から増えているということであれば、考え方としてね、随契ではなく、一般競争入札にすべきだというふうに思いますが、再度そのお考えをお願いをいたします。

総 務 課 長 それでは井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。再三私のほうでお話をさせていただいておることですが、まず、公募型プロポーザル方式という今までの話の中で、募集要綱においても随意契約。その協定におきましても、解体工事を含むところの記載がございます。今、担当教育課長のほうからもお話ございましたが、令和2年の9月の全員協議会のほうでも御報告をさせていただいて、御説明をさせていただいている形でございます。こちらのほうについても、それらを勘案しまして、随意契約、当初どおり随意契約でいくという形で選考委員会として判断いたしましたところでございます。以上です。

6 番 井 上 じゃあ、最後にしますけれども。だからそこがですね、その変更協定書を出されたのは別に議会が承認しなくてもいいわけですよ。変更協定書についてはですね。やはりここで、ここですね、この議案第52号が出てきた時点で、じゃあ実際にどうなのかというところをですね、これから審議をしていくんだという前提で、じゃあそこで議員が皆さんの考え方の中で、じゃあそれが適正なのか、やはり本来のですね、指名競争入札、一般競争入札に適すべきものが適正なのか、そういったところをですね、今回の本会議なり委員会の中で審議をしていくというふうに考えるわけですね。それが出たから、もうじゃあ議会側、例えば全協で示されたのでね、その協定書が出たので、じゃあそれがその協定書に議会の判断に従わなければいけないのかというと、私はそうじゃないと思います。やはり、今回の52号で出されたものが適正であり、適正な形の中で金額がですね、過度な金額でないかどうか。落札金額、契約金額が適正な価格なのか、そうでないのかという判断をする場だというふうに考えていますので、

また今後のですね、明日の委員会の中でですね、ちょっとそういった資料対応をしていただいて、私の質問は以上とします。

議 長 ほかにございますか。（町長より発言を求める声あり）

6 番 井 上 いや、それはないですよ。ほかの方の質問に対する答弁であれば…。 （「今の話に対しての話、いいですか。」の声あり）

町 長 委員会に皆さんいらっしゃらないということなので、ちょっとやっぱり執行者としてね、話をしておかなきゃいけないことが多分あると思うんです。我々は常に予算をお認めいただいて、その予算の中で収まれば何でもいいなんて思っ
てはやってません。先ほどおっしゃるとおりに、町民の方々の大切な血税を使わせてもらっているわけですから、その中での適切な対応していかなく
いけない。そういった格好の中で、ここに行き着くまで、当初の予算を認めてもら
ったときも、それなりに説明をして、重ねてきて、分かったと。じゃあ、その予算を超えるんじゃないぞということは常にお話を頂いていることですから、その
ような中、先ほどちょっと話がちょっと途中であれしましたけども、いろ
んな工法を見直したりだとかですね、この事業を成功させて、なおかつお金が、費用がかからないようなことというのを、いろいろ積み重ね積み重ねてきた
ところ、ちょっと若干このような格好で、少し遅れた提案になったというのは、もうおわびをしなくちゃいけないですけども、何とか皆さん方の御協力頂ければ、
町民の方々の負担を減らすようなやり方で今までできております。

また、2億幾つという部分が追加になった分に関しては、本当にまた担当課の努力によって、解体工事全体で、全体ですね、アスベストだけという形になると補助金が3分の1とかになっちゃいますけれども、解体工事全体に含まれる形になって2分の1の補助金が頂けるような形の中から、全体でトータルの予算と。このような格好で補助金もらったので、松田町はこれだけの負担に減りますよ、皆さんいかがですかということの積み重ねをしてきたのは、多分記憶に皆さん方もあろうかと思います。の中の今回最終の様々な事業のやつをまとめてきたところの中で、執行者として準備をしてきたところを今回お出しして、こういった事業者さんでお願いしたいということもあります。

今回、随意契約になったところの中で、私のちょっとニュアンス的なところですけども、先ほどいう補助金の関係もあって、一体化するために一つの事業者さんに頼まなきゃいけない。先ほど井上議員がおっしゃるとおりに、プロポーザルのときには解体工事まで確かに入ってました。この分が入ってないから、この分はおかしいじゃないかっていうお話で、そういった議論があるのも当然承知しています。しかし、一体で発注することに対するスケールメリットの話は今度させてもらうにしても、やはりアスベストの外壁の分がですね、きちっとした形でやはり何かな、別の業者さんでやるよりも、一つの会社さんの一つの工程の中で、スケジュール管理をしていくことが一番適切じゃないかという判断の材料になったのも間違いないと思います。要は、これが終わって、これが終わってっていうような、普通だったら各駅停車みたいに進めなきゃいけないところが、できたところから解体を進められるとかいうようなことのスケールメリットもあって、先ほど質問がありましたように、けつは、スケジュールは大丈夫ですかと言われたところの心配もクリアできるというような発想もあろうかというふうに最終的に随意契約のことについて判断をしたところもございますので、細かい説明はさせていただくにしても、皆さん方、皆さん方に、全員いらっしゃるところでですね、このような話す機会をちょっとつくっていただいてと思ったので、すみません、発言させていただいたことを御承知ください。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査

することに決定しました。